平成２７年（フ）第１１７号
長崎県佐世保市日宇町665番地　日宇富士ビル406、前住所長崎県佐世保市早岐１丁目７番15―101号
債務者　吉村　重信
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月30日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第１２０号
長崎県佐世保市勝富町８番15号　サンハイツ内田305
債務者　山本　昌美
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月30日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第１２４号
長崎県佐世保市田原町16番３号、前住所長崎県佐世保市瀬戸越３丁目10番44号
債務者　竹次　　淳
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月30日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第１２５号
長崎県佐世保市神島町83番地
債務者　中林　忠則
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月30日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第７２１号
東京都八王子市高尾町1564番地１メゾン904102号
債務者　山本　智子
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月25日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第１９４号
福岡市東区若宮２丁目29番23号
破産者　フレートライナーサービス有限会社
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第８６６号
福岡県宗像市広陵台４丁目４番地22
破産者　株式会社マックスカンパニー
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第９１２号
福岡市博多区博多駅東２丁目８番11号
破産者　株式会社テクノトラスト
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第５２７号
福岡県筑紫野市大字永岡1423
破産者　株式会社アーク
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第９１８号
福岡市東区八田１丁目１番32号
破産者　有限会社高松商事
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４５３号
栃木県足利市今福町376番地５
破産者　石井　一宏
1　決定年月日　平成27年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第５９０号
栃木県栃木市都賀町合戦場745番地
破産者　松井　住子
1　決定年月日　平成27年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第５９１号
栃木県栃木市都賀町合戦場745番地
破産者　松井　和子
1　決定年月日　平成27年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２２号
栃木県栃木市西方町金崎623番地28
破産者　松井美知子
1　決定年月日　平成27年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１６１号
栃木県芳賀郡市貝町大字刈生田335番地
破産者　渡邉　剛典
1　決定年月日　平成27年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第８０号
埼玉県八潮市大字南川崎133番地
破産者　有限会社サクラテック
1　決定年月日　平成27年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第２１１７号
大阪市北区曽根崎新地１丁目５番２号
破産者　株式会社日本遊技システム開発機構
1　決定年月日　平成27年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５１５号
兵庫県たつの市神岡町入野1121番地
破産者　株式会社香松園
1　決定年月日　平成27年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２１号
兵庫県姫路市木場前中町51番地の５
破産者　株式会社神田鉄工
1　決定年月日　平成27年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第５８６号
長野県須坂市大字豊丘５番地17
破産者　有限会社ＥＳＰＯＩＲ
1　決定年月日　平成27年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部